

建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の道路の位置の指定をしましたので、建築基準法施行規則第 10 条の規定に基づき公告します。

その関係図書は、都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

平成 24 年 8 月 14 日

京都市長 門 川 大 作

1 指定事項

指定 番号	指定 年月日	道路の 幅員	道路の 延長	道路の位置	道路の申請者
第 5885 号	平成 24. 8. 7	メートル 6. 00	メートル 25. 19	京都市上京区塔之段寺町 通今出川上る五丁目西入 藪之下町 428 番地の一部	財団法人 萬年会 理事長 荒木元悦

2 縦覧時間

京都市の休日を定める条例第 1 条に定める本市の休日を除く日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで（ただし、正午から午後 1 時までは除く。）

（都市計画局建築指導部建築指導課）